平成２４年（フ）第２８８号
相模原市南区南台５丁目21番20号
破産者　株式会社オーシーエスアクタ
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２８号
岐阜県安八郡神戸町大字瀬古1154番地の56
破産者　有限会社邦建
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
静岡県浜松市南区三和町158番地、ラフィーネＡ
破産者　株式会社藤工
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
兵庫県丹波市柏原町柏原998、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋堀留町１丁目７番12号
破産者　有限会社工房
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第１２５８号
札幌市豊平区美園１条５丁目３番５号
破産者　相互木材株式会社
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８７号
広島県呉市本通５丁目２番６号
破産者　有限会社川西鮮魚店
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第８３号
秋田県大仙市泉町４番28号
破産者　株式会社東北商事
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第７６号
金沢市金石西４丁目20番19号
破産者　株式会社ロジス松本
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１７号
熊本県天草市久玉町5706番地16
破産者　小﨑　悦男
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所天草支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第９２号
千葉県野田市七光台59番地の14、申立時の住所佐賀県唐津市相知町大野140番地
破産者　田中　　慧
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第３４０号
奈良県磯城郡田原本町大字三笠128番地の１―406、前住所奈良県磯城郡田原本町大字阪手774番地の22
破産者　西村　京子
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２０９５号
愛知県常滑市小倉町６丁目108番地の６
破産者　オカダ不動産こと　岡田　穂積
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２３１号
広島市中区東白島町19番３―603号、開始決定時の住所広島市佐伯区河内南１丁目35番28号
破産者　山崎　　晃
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０３号
広島県東広島市八本松南５丁目４番10号、開始決定時の住所広島県東広島市八本松西１丁目５番12号
破産者　早川　惠二
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６０号
鹿児島県鹿児島市和田町1041番地95
破産者　白畑　　全
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第９８号
新潟県新発田市東新町１丁目13番11号
破産者　守　　一仁
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１１７号
新潟県村上市浜新保283番地
破産者　本間　　栄
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第３３３号
金沢市泉本町１丁目57番地３
破産者　池島　春治
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４５号
静岡県浜松市西区舘山寺町24番地の１
破産者　新村　哲宏
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係